

# 平成29年度 離職した介護人材の再就職準備金貸付 募集要項

## 制度の概要

この制度は、離職した介護人材のうち一定の知識及び経験を有する方に対し、介護職員等（介護職員処遇改善加算の算定要件とされる職種をいう。以下同じ。）として再就職するための準備資金を貸し付けることにより、潜在介護福祉士等の呼び戻しを促進することを目的としています。

## 1 応募資格

岡山県に住民登録をしている方で、次の全ての要件を満たす方

- (1) 介護職員等としての実務経験を、1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する方
- (2) 介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する方として認められる次のいずれかに該当する方
  - ① 介護福祉士
  - ② 実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した方
  - ③ 介護職員初任者研修、介護職員基礎研修、ホームヘルパー1級課程、ホームヘルパー2級課程を修了した方
- (3) 介護職員処遇改善加算を算定している施設・事業所（以下「介護職場」という。）に、介護職員等として就労する方
- (4) 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、原則として、岡山県福祉人材センターに求職登録・「離職した介護福祉士等の届出制度」による届出を行っていること
- (5) 平成29年4月1日以降介護職場に再就職された方（ただし、離職されてから3ヶ月以上を経過している方）

## 2 貸付額等

- (1) 20万円を上限とします。ただし、貸付回数は、一人当たり一回限りとします。

なお、貸付対象となる経費の例示は、次のとおりです。

- 子どもの預け先を探す際の活動費
- 介護にかかる軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費又は参考図書等の購入費
- 靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の費用
- 敷金、礼金、又は転居費など転居に伴う費用
- 通勤用の自転車またはバイクの購入費
- その他、必要と認められる経費

- (2) 貸付利子

無利子。ただし、返還期間を過ぎても返済が済んでいない場合は、その残額に対して、年5%の延滞利子がかかります。

## 3 募集期間と定員 50名程度

申請は随時受け付けます。（最終期限：平成30年3月30日（金））

#### 4 連帯保証人

- (1) 貸付を受けようとする方は、連帯保証人が1名必要です。連帯保証人は独立した生計を営む保証能力の確実な成年者としてください。
- (2) 借入申込者が未成年者である場合の連帯保証人は、法定代理人（親権者、未成年後見人等）でなければなりません。

#### 5 貸付金の返還免除

- (1) 再就職準備金貸付を受けた方が、次の①又は②のいずれかに該当する場合には、申請により貸付金の返還債務が免除されます。
  - ① 介護職員等として就労した日から、県内において、2年間引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。なお、法人における人事異動等により、貸付けを受けた方の意思によらず、岡山県外において介護職員等の業務に従事した期間についても算入します。  
また、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護職員等の業務に従事できなかった場合でも、引き続き従事しているものとして取り扱いますが、期間には算入しません。
  - ② 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。
- (2) 再就職準備資金の貸付を受けた方が、次の①に該当するに至った場合には、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）にかかる返還の債務を定める範囲内において免除します。
  - ① 死亡し、又は障がいにより貸付を受けた再就職準備資金を返還することができなくなったとき。返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部。

#### 6 返 還

再就職準備資金の貸付を受けた方が、次のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、次のそれぞれに規定する事由が生じた日の属する月の翌月から12ヶ月以内に、月賦又は半年賦の均等払い方式等により返還しなければなりません。

- (1) 貸付契約が解除されたとき
- (2) 県内において、介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき。
- (3) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

#### 7 返還の猶予

再就職準備資金の貸付を受けた方が、次のいずれかに該当する場合には、その間の返還を猶予します。

- (1) 県内において介護職員等の業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが困難であると認められるとき。
- (3) 廃業等の事由により、やむを得ず離職したが、次の介護職場への求職活動を続けていて、新たな介護職場への就職が決定するまでの期間。

## 申込方法等

### 1 申込時の提出書類

再就職準備資金の貸付を希望する方は、岡山県福祉人材センターへ登録（期限有効なもの）のうえ、「再就職準備金借入申込書（様式第1号の3）」に次の書類を添付してください、下記「書類の提出先及び貸付のお問合わせ先」まで提出してください。

提出の際は、簡易書留または特定記録郵便で郵送してください。普通郵便で郵送し、不着等の事故が生じた場合には本会では責任を負いません。

#### ◎提出書類

##### ①再就職準備金借入申込書（様式第1号の3）

（注1）借入申込者および連帯保証人のそれぞれにご理解いただき、自筆での署名と捺印が必要です。

##### ② 岡山県福祉人材センターの登録カードの写し

##### ③ 住民票の写し（世帯全員の写し：申請日より3か月以内のもの）

※ 個人番号（マイナンバー）の記載がないもの

##### ④ 介護職員等として1年間実務に従事していたことを証する「業務従事期間証明書」（様式第23号）

##### ⑤ 資格証明書又は研修修了書の写し

##### ⑥ 再就職準備資金利用計画書（別添様式）

##### ⑦ 再就職（内定・決定）証明書（様式第24号）[就職決定後には、雇用契約書の写しを提出]

##### ⑧ 連帯保証人の所得・課税証明書（最新の所得に対応するもの）

##### ⑨ 個人情報の取扱いについての同意書

### 2 貸付決定又は不承認の通知

貸付が決定した方、不承認になった方のいずれにも通知します。

※審査内容や不承認の理由に関するお問合せにはお答えできませんので予め御了承ください。

### 3 貸付決定後の提出書類

貸付決定を受けた方は、次の書類を提出していただきます。提出がなければ、借入を辞退したものとみなします。

#### (1) 借用証書（本人が作成。未成年者の場合、法定代理人（親権者等）の同意が必要。）

（注）連帯保証人及び法定代理人（親権者等）の印鑑は印鑑登録されたものを使用してください。

#### (2) 本人および連帯保証人の印鑑登録証明書 1通

（注）市町村長から3か月以内に交付されたものに限りします。

#### (3) 口座振込申出書（本人名義の口座に限りします。）

## 書類の提出先及び貸付のお問合わせ先

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ内  
社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 地域福祉部 生活福祉資金班  
TEL 086-226-3544（直通）

## 岡山県福祉人材センターの登録に関するお問合わせ先

社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 福祉経営支援部 岡山県福祉人材センター  
TEL 086-226-3507（直通）